

議案第3号

平成26年度鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算

平成26年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

平成26年11月26日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
鳥取港湾事務所等清掃業務委託	平成27年度から 平成29年度まで	千円 558